

救急医療体制について

軽症救急患者 (急な発熱など)



第1次救急医療施設

家庭では処置できない軽症患者

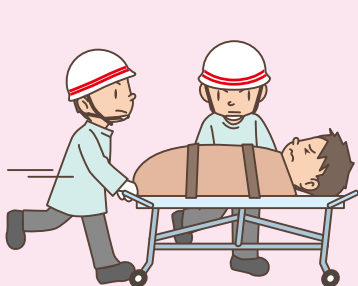
豊橋市休日夜間急病診療所 (注意)

- 内科、小児科以外の症状(やけどやケガなど)は診療できかねますのでご注意ください。
- かかりつけ医を受診するまでの応急処置のため、くすりも1日分程度の処方です。

在宅当番医 (外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科の市内開業医)

- ※ 広報とよはし(毎月1日発行)に掲載
- ※ 医師の都合により当番が変更になる場合があります。

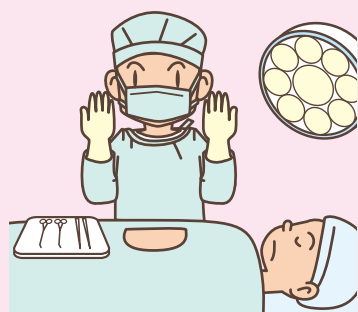
重症救急患者 (骨折など)



第2次救急医療施設

手術・入院を必要とする重症患者

重篤救急患者 (心筋梗塞など)



第3次救急医療施設

第1次、第2次救急医療施設で処置できない重篤患者
豊橋市民病院救命救急センター

救急医療体制は、都道府県が医療計画に基づいて患者の症状(重症度)に応じて第1次、第2次、第3次救急医療施設で患者の受入体制を取っています。

『第1次救急医療施設』は、入院の必要はないが、家庭では処置できない比較的軽症患者を対象としています。市内には休日夜間急病診療所(内科・小児科)や当番診療所等(外科・産婦人科・耳鼻咽喉科・眼科)があります。

『第2次救急医療施設』は、緊急手術・入院が必要な重症患者を対象としています。第1次救急医療施設とは違い、豊橋市内だけではなく、豊川市・蒲郡市・田原市の広域で救急医療を守っています。

『第3次救急医療施設』は、第1次、第2次救急医療施設では処置できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷など高度な医療を必要とする重篤な患者が対象となります。豊橋市民病院は、豊橋市だけではなく東三河地域から重篤な救急患者を受け入れています。

※2次3次医療機関の中には、紹介状なしで受診した場合に選定医療費がかかる場合がありますのでご注意ください。